

「NEDOプロジェクトを核とした人材育成、産学連携等の総合的展開」  
基本計画

技術戦略研究センター

1. 事業の目的・目標・内容

(1) 事業の目的

第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において、「大学を拠点とした産学協働による教育プログラムの開発・実施」、「産業界との共同研究等に大学院生やポストドクターが指導教員の適切な指導・監督のもと一定の責任を伴って参画する機会の拡充」の重要性が指摘された。また、第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)においても、国が「地域における研究開発やマネジメント、産学官連携や知的財産活動の調整を担う人材の養成及び確保を支援する」ことが求められており、これまで以上に人材育成や産学連携が重要となった。さらに、これまでNEDOが実施してきたヒアリング調査等によれば、我が国の産学の研究開発における課題として次のような問題が明らかになった。

① 企業側の人材不足

90年代の不況により、研究開発資源(人材・資金)を大きく製品開発・応用研究にシフトしたため、企業側に十分な基礎・基盤分野の研究開発を行う余力がなくなっている。

② サイエンス側の人材不足

現在の優れた技術を発展・拡大するためには、サイエンス側からの人材の量的・質的拡充が不可欠であるが、それを担う次代の人材の層が極めて薄くなっている。

③ 産学の人材のモビリティ不足

産学官の人材交流について、制度的には、大学の研究者の兼業規制の緩和等により近年大きく改善されているものの、サイエンス(大学)とテクノロジー(企業)の間を自在に往来できる研究者は少なく、米国で実現されているような人材レベルでの産学の「垣根のない」交流は実現されているとは言い難い。

④ 異分野間融合の大胆な取組の不足

我が国では、異分野融合の「テストベッド」たる大学について、近年メンタリティは次第に変わりつつあるとはいえ、まだ米国のように異分野間の大胆な融合が進みつつあるとは言えない状況にある。

⑤ 周辺プロフェッショナルの不足

特に大学において、知財の管理、計測・分析装置等の操作、技術シーズの産業技術への応用展開、事業化等に関する周辺プロフェッショナルが不足しており、円滑な研究開発や産学連携の推進に支障が生じている。

また、絶えざるイノベーションを創出していくためには、研究開発を経営戦略の一環として位置付ける「技術経営力」の観点も不可欠となる。平成19年の法律改正により、NEDOにも「技術経営力の強化に関する助言」業務が追加され、プロジェクトの枠に留まらない視野の広い人材を育成することが求

められた。

第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)においては、「科学技術イノベーションの基盤的な力の強化」として、「新たな知識や価値を生み出す高度人材やイノベーション創出を加速する多様な人材を育成・確保」することが掲げられていたり、「オープンイノベーションを推進する仕組みの強化」として「国は、大企業や中小・ベンチャー企業のニーズ等を踏まえつつ、大学及び公的研究機関等を中核とした場の形成と活用を推進する」とあり、これまで以上に人材育成や産学連携が重要となっている。また、「科学技術イノベーションの推進機能の強化」として国立研究開発法人は「我が国の持続的発展に不可欠な基盤となる技術については、国際的な競争優位性、社会への波及効果等を勘案し、国の長期的視野の下、産学官の技術・人材の糾合と技術の統合化を推進する役割が期待される。」とされている。

また、「科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活躍促進」として「企業等においても、知の社会実装を迅速かつ効果的に推進するためには、新規事業開発やビジネスモデル変革の経営戦略を担う人材、技術経営や知的財産に関して高度な専門性を有する人材等が求められている。」とあり、技術経営力の強化についても重要とされている。

以上のような現状認識の下、本事業は先端分野や融合分野の技術を支える人材の強化、産学連携の深化、及びNEDOプロジェクトの発展・成果普及を目的として実施する。

## (2) 事業の目標

我が国の将来を支える産業技術の発展の「場」(拠点)を大学等に構築し、先端分野や融合分野の技術を支える人材を育成する。また、拠点を中心として多方面の人材の交流を図り、関連技術を含めた新たな技術シーズの発掘や技術の応用・発展に資する取組みにより、さらに当該技術を担う人材が育つという「好循環」の形成を目指し、NEDOプロジェクトの発展や成果普及に寄与する取組を展開する。

## (3) 事業の内容

上記目標を達成するため以下のとおり実施する。なお、本制度は産学官で取組む基盤的開発に関して、大学等の研究・教育機能を活用した人材育成、人的交流等を図るものであり委託事業として実施する。

### ① 事業の名称

本事業の名称は、NEDO特別講座(以下「特別講座」という)とする。

### ② 事業の概要

下記の(ア)又は(イ)のいずれかを満たす拠点を大学等に形成し、i)～iii)を一体的に実施する。

(ア) 大学等が技術の中核となって優れた成果を生み出しつつある又は生み出したNEDOプロジェクト(以下「コアプロジェクト」という)の研究拠点

(イ) 先端技術分野又は技術経営の研究拠点

#### i) 人材育成の講座の実施

コアプロジェクトの基幹技術、先端技術分野又は技術経営に係る講座を大学等に開設し、拠点を構築し人材育成を行う。拠点には代表者\*1を置き、特任教員や企業経営等の専門家等からなる講師(常勤/非常勤)陣を配置する。また、若手研究者の育成を図るため、学生等が将来、当該分野の研究に参加することを促進する環境を整備する。

\*1 コアプロジェクトの研究拠点である場合は、プロジェクトリーダー等を拠点の代表者とし研究開発と一体的に推進できる体制とする。

#### ii) 人的交流等の展開

コアプロジェクトの基幹技術、先端技術分野又は技術経営を中心に、関連技術も含めた研究者、技術者等の人的ネットワークを構築するとともに、人的交流事業等を実施する。

#### iii) 周辺研究の実施

コアプロジェクトの基幹技術、先端技術分野又は技術経営に関連する基礎的研究や、その成果の普及や発展に資する派生的研究を実施する。産業界が実施する研究開発との間で共同研究を行う等、密接な連携を図ることにより、円滑な技術移転を促進する。

### ③対象事業者

対象事業者は、コアプロジェクトの基幹技術、先端技術分野又は技術経営研究の中核であり、かつその優れた指導者が属する大学等とする。

### ④各拠点の開設期間

原則 5 年以内とする。

## 2. 事業の実施方式

### (1) 事業の実施体制

本事業は、公募によって本事業の目的及び目標に合致する拠点をNEDOが選定し、委託により実施する。

### (2) 事業の運営管理

各拠点の指導者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。

## 3. 事業の実施期間

本事業は、平成 18 年度より開始する。

## 4. 評価に関する事項

NEDOは、政策的観点、事業の意義、成果、波及効果等の観点から、外部有識者による評価を実施

する。なお、2021年度に中間評価、事業終了翌年度に事後評価を実施する。評価の時期については、本事業に係る技術動向、政策動向や本事業の進捗状況等に応じて、適宜見直すものとする。（中間評価については平成 22、27、30 年度に実施している。）

## 5. その他重要事項

### (1) 研究開発成果の取り扱い

委託研究開発の成果に関わる知的財産権については、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書第 25 条の規定等に基づき、原則として、すべて委託先に帰属させることとする。

### (2) 基本計画の変更

NEDOは、事業内容の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向政策動向、事業予算の確保状況、当該事業の運営状況、進捗等を総合的に勘案し、達成目標、実施期間、実施体制等、基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

### (3) 根拠法

本事業は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 15 条第 1 項第 7 号、第 8 号、第 9 号に基づき実施する。

### (4) その他

コアプロジェクトのうち、当該プロジェクト基本計画等において特別講座と同様の取組を内包するものについては、本基本計画における特別講座として位置づける。

## 6. 基本計画の改定履歴

(1) 平成 18 年 3 月、制定

(2) 平成 19 年 3 月、改正(書きぶりに係る軽微な変更)

(3) 平成 20 年 3 月、改正(技術経営に関する講座等を追加)

(4) 平成 21 年 3 月、改正(委託事業の明確化、評価時期の変更)

(5) 平成 23 年 7 月、改正(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の改正に伴う変更)

(6) 平成 24 年 3 月、改正(書きぶりに係る軽微な変更)

(7) 平成 24 年 10 月、改正(新規講座の追加)

(8) 平成 24 年 11 月、改正(講座情報の更新)

(9) 平成 25 年 2 月、改正(事業目的の追記、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の改正に伴う変更、および講座情報の更新)

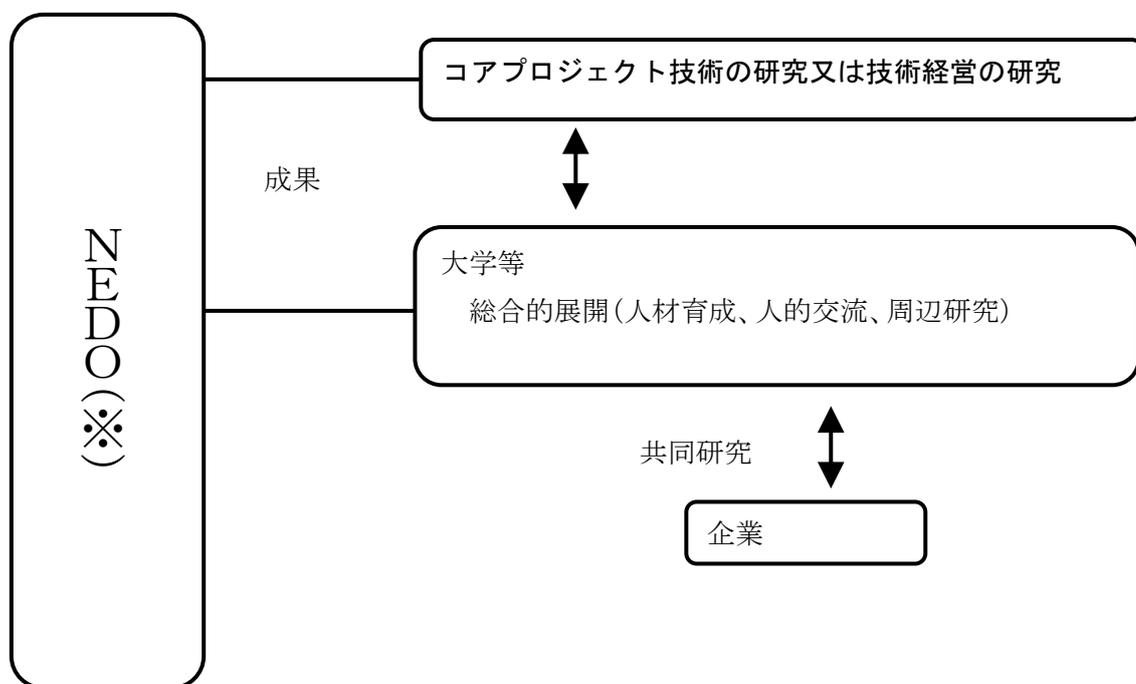
(10) 平成 26 年 2 月、改正(書きぶりに係る軽微な変更)

(11) 平成 27 年 2 月、改正(評価の項目に係る変更)

(12) 平成 28 年 3 月、改正(評価の項目に係る変更等)

(12) 平成 31 年 3 月、改正(評価の項目に係る変更等)

### 事業スキーム図



※ NEDO研究開発プロジェクト又は技術経営の研究拠点から、本事業に適するものを  
適宜選定・採択  
(契約・助成審査委員会)